

審 査 基 準

基準の名称	栄養士免許申請の審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
栄養士法 栄養士法施行令 栄養士法施行規則 栄養士法施行細則	第2条第1項 第1条第1項 第1条第1項、2項 第3条第1項	栄養士免許申請
基 準 の 内 容		
<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書に必要事項が記入されているか。 2 戸籍抄本（または謄本）若しくは住民票（本籍地の記載があるものに限る）の写し、または旅券その他の身分を証する書類の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者に限る）が添付されているか。（発行から6ヶ月以内） 3 卒業証明書が添付されているか。 4 単位履修証明書が添付され、申請に必要な単位を不足なく履修しているか。 5 申請氏名が原則戸籍と同じである。 戸籍が手書きによる誤字、当て字の場合別添正誤表により、原則正字を使用する。 ただし、本人が望めば誤字当て字であっても、戸籍どおりの字で申請することは可能である。 （この場合、申請したとおりの字で免許証は発行される。） 6 生年月日が戸籍、住民票の写しまたは外国人登録証明書の写しと同じである。 7 住民票写しの住所が、申請書の住所と同じである。 8 徳島県手数料条例に定められた手数料分の収入証紙が貼付されている。 9 保健所経由の場合、保健所の受付印がある。 10 罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、判決謄本、略式命令書等の書類を添付されているか。 		